
広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業
運営業務委託契約書（案）

令和5年5月10日
岩手中部広域行政組合

広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業

運営業務委託契約書

- 1 委 託 名 広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業
- 2 履 行 場 所 岩手県北上市和賀町後藤3地割地内
- 3 契 約 期 間 始期 特定事業契約の本契約成立日
終期 令和28年(2046年)3月31日
- 運営・維持管理期間 始期 令和8年(2026年)4月1日
終期 令和28年(2046年)3月31日
- 4 契 約 金 額 金 _____ 円
(うち消費税の額 金 _____ 円)
内訳
運営固定費 : 金 _____ 円
運営変動費 : 金 _____ 円

ただし、以下の約款(以下「本約款」という。)の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。

- 5 契 約 保 証 金 本約款に記載のとおり
- 6 支 払 条 件 本約款に記載のとおり

上記の本事業について、岩手中部広域行政組合(以下「発注者」という。)と _____ (以下「受注者」という。)は、基本委託約款に基づき、各々対等な立場における合意に基づいて、本約款によって、この運営業務委託契約(以下「この契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(特約条項条文)

- この契約は、「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約」が岩手中部広域行政組合議会において可決された場合には本契約として成立するものとするが、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責めに任じない。
- この契約締結後、岩手中部広域行政組合議会の議決までの間に、構成員又は受注者が『地方自治法施行令』(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は発注者から指名停止を受けた場合は、発注者は、この契約を解除することができる。
- 前項の規定によりこの契約を解除した場合は、発注者は一切の損害賠償の責めを負わない。

(契約日) 令和 年 月 日

発注者 岩手県北上市和賀町後藤3地割60番地
岩手中部広域行政組合
管理者 北上市長 八重樫 浩文

受注者 (所在地)
(社名)
(代表者名)

(単位：円、税抜)

年度	運営固定費	運営変動費	計
令和 8 年度			
令和 9 年度			
令和 10 年度			
令和 11 年度			
令和 12 年度			
令和 13 年度			
令和 14 年度			
令和 15 年度			
令和 16 年度			
令和 17 年度			
令和 18 年度			
令和 19 年度			
令和 20 年度			
令和 21 年度			
令和 22 年度			
令和 23 年度			
令和 24 年度			
令和 25 年度			
令和 26 年度			
令和 27 年度			
合 計			

※1 運営固定費及び運営変動費は、本委託約款締結日における額であり、履行期間中、本約款に従い、変更される。

※2 運営変動費は、計画処理量及び提案単価（ 円/ t ）から算出しており、実際の支払いは、本約款による。

目 次

	第1章 総則	1
第1条	（定義）	1
第2条	（準拠法及び解釈）	1
第3条	（通知等）	1
第4条	（通貨）	1
第5条	（計量単位）	1
第6条	（期間の計算）	1
第7条	（契約保証金）	1
第8条	（解釈等）	2
	第2章 運営業務	2
	第1節 総則	2
第9条	（委託業務の範囲）	2
第10条	（契約期間）	2
第11条	（善管注意義務）	3
第12条	（許認可の取得）	3
第13条	（再委託等の禁止）	3
第14条	（関連法令の遵守）	3
第15条	（発注者の責任）	3
第16条	（指示監督等）	3
	第2節 運営開始前の準備	3
第17条	（従業員の確保）	3
第18条	（試運転、予備性能試験及び引渡性能試験）	4
	第3節 運営マニュアル、長期運営計画書及び年間運営計画書	4
第19条	（運営マニュアル）	4
第20条	（長期運営計画書）	5
第21条	（年間運営計画書）	5
	第4節 処理対象物の受入れ及び処理	6
第22条	（処理業務）	6
第23条	（処理対象物の処理）	7
第24条	（処理対象物の受入れ等）	7
第25条	（直接搬入者からのごみの受付及びごみ処理手数料の徴収）	7
第26条	（処理不適物の取扱い）	7
	第5節 本施設の検査	8
第27条	（受注者の検査）	8
第28条	（発注者の検査）	8
第29条	（精密機能検査）	8
	第6節 モニタリング等	8
第30条	（本施設にかかる計測管理）	8
第31条	（周辺環境のモニタリング等）	9
第32条	（発注者による業務遂行状況のモニタリング）	9
第33条	（公害防止基準値の超過）	9
第34条	（要求水準書等の未達成）	9

	第7節 異常事態等への対応及び運営業務委託費の減額.....	10
第35条	(異常事態への対応)	10
第36条	(停止期間中等の処理対象物の処理)	10
第37条	(臨機の措置)	10
第38条	(費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額)	10
第39条	(その他要求水準未達成に対する運営業務委託費の減額)	11
	第8節 補修及び更新	11
第40条	(本施設の補修)	11
第41条	(本施設の更新)	12
	第9節 建築物等の保守管理等	12
第42条	(建築物等の管理)	12
第43条	(見学等への対応)	12
	第10節 業務報告	13
第44条	(運営業務の報告)	13
	第3章 運営業務委託費の支払い.....	13
第45条	(運営業務委託費)	13
第46条	(運営業務委託費の支払い等)	13
第47条	(請求の手順)	13
第48条	(運営業務委託費の見直し)	14
	第4章 要求水準書の変更.....	14
第49条	(要求水準書の変更)	14
	第5章 危険の負担等	15
第50条	(所有権)	15
第51条	(第三者の損害)	15
第52条	(保険)	15
第53条	(法令変更)	15
第54条	(不可抗力)	16
第55条	(不可抗力による負担)	17
第56条	(地域住民対応)	17
	第6章 損害賠償等	17
第57条	(損害賠償等)	17
	第7章 運営期間の終了.....	17
第58条	(運営期間終了後の運営方法の検討)	17
第59条	(運営期間終了時の取扱い)	18
	第8章 解除	18
第60条	(受注者の債務不履行)	18
第61条	(発注者の解除)	18
第62条	(違約金)	19
第63条	(委託業務の一部解除)	20
第64条	(受注者の解除)	20
	第9章 特許権等、著作権及び秘密保持.....	20
第65条	(特許権等)	20
第66条	(著作権の利用等)	21
第67条	(著作権等の譲渡禁止)	21
第68条	(著作権の侵害防止)	22
第69条	(秘密保持義務)	22

第 70 条	(個人情報保護)	22
第 10 章	補則	23
第 71 条	(受注者の権利義務の譲渡)	23
第 72 条	(解散)	23
第 73 条	(経営状況の報告)	23
第 74 条	(遅延利息)	23
第 75 条	(管轄裁判所)	23
第 76 条	(この契約に定めのない事項)	24
別紙 1	運營業務委託費の支払方法	25
別紙 2	特許権等	29
別紙 3	本施設に係る計測項目	30
別紙 4	性能保証事項	31
別紙 5	保険	32
別紙 6	公害防止基準値	33
別紙 7	モニタリング及び運營業務委託費の減額	35
別紙 8	定義集	43

広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 運営業務委託契約書（案） 約款

第1章 総則

（定義）

第1条 この契約における用語の定義は、この契約中に定義される用語を除き、発注者と受注者、【落札者】が締結した令和 年 月 日付広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業に関する基本契約の定義のとおりとする。

（準拠法及び解釈）

第2条 この契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

2 この契約、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、この契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

3 この契約の変更は書面で行う。

（通知等）

第3条 委託契約に基づく通知、催告、請求、報告、同意、指摘、確認、承諾、解除等は、この契約又は要求水準書に特に定める場合を除き、書面により行う。

（通貨）

第4条 支払いに用いる通貨は、日本円とする。

（計量単位）

第5条 計量単位は、この契約又は要求水準書に特に定める場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

（期間の計算）

第6条 期間の定めは、この契約又は要求水準書に特に定める場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

（契約保証金）

第7条 受注者は、この契約の本契約としての成立と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第5号の場合においては、その保険証書を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 契約期間中、前項の保証にかかる契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、常に運営保証対象額以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号、第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 運営保証対象額の変更があった場合には、保証の額が変更後の運営対象保証額に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

（解釈等）

第8条 発注者及び受注者は、この契約と共に、基本契約、入札説明書等、要求水準書及び事業提案書に定める事項が適用され、処理対象物は、構成市町により、本施設内の、受注者によりあらかじめ指定された場所に搬入されるものとする。

- 2 この契約、基本契約、入札説明書等、要求水準書と事業提案書との間に齟齬がある場合、この契約、基本契約、入札説明書等、要求水準書、事業提案書の順にその解釈が優先する。ただし、事業提案書の内容が要求水準書で示された水準を超えている場合には、当該部分については、事業提案書が要求水準書に優先する。なお念のため、受注者は、基本契約第8条及び第9条とこの契約の規定との間には、齟齬がないことを確認する。

第2章 運営業務

第1節 総則

（委託業務の範囲）

第9条 発注者は、運営期間において、本施設の運営業務を受注者に委託し、受注者はかかる委託を受ける。業務範囲は、次の各号のとおりとし、詳細は要求水準書の定めるところによる。

- (1) 受入管理業務
- (2) 運転管理業務
- (3) 維持管理業務
- (4) 環境管理業務
- (5) 情報管理業務
- (6) その他関連業務

ア 施設見学者及び地域住民への対応支援

イ 清掃、除草及び除雪

ウ 警備及び防犯

- 2 受注者は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害発生を防止するとともに、二次公害を発生させないよう、適正に本施設の運転及び維持管理を行わなければならない。
- 3 受注者は、本性能要件を満たすよう、適正に本施設の運営業務を行わなければならない。

（契約期間）

第10条 契約期間は、この契約の締結日から運営期間の終了日までとする。

（善管注意義務）

第11条 受注者は、善良なる管理者の注意義務をもって、この契約及び要求水準書の各条項の規定により、本施設の運営業務を実施しなければならない。

（許認可の取得）

第12条 受注者は、運営業務準備期間において、本施設の運営業務その他受注者がこの契約の締結及び履行のために必要とされる全ての許認可を取得し、これを維持し、必要な届出等を行わなければならない。

（再委託等の禁止）

第13条 受注者は、運営業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者の事前の承諾を得た場合には、運営業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、受託者又は下請人が構成員又は協力企業である場合には、発注者に対する事前の通知で足りる。

3 前項に規定する業務の委託は、すべて受注者の責任において行うものとし、委託を受けた者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。受注者は、前項の規定により運営業務の委託を行った場合、当該委託にかかる契約書の写しを当該契約締結後遅滞なく発注者に提出する。

4 受注者は、成果物（未完成の成果物、業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、書面により発注者の事前の承諾を得たときは、この限りでない。

（関連法令の遵守）

第14条 受注者は、本施設の運営業務に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を含む関連法令、関連規制等を遵守しなければならない。

（発注者の責任）

第15条 発注者は、運営期間において、本施設を所有し当該施設を稼働させて処理対象物の処理を行うに必要な全ての許認可を取得し、これを維持する。また、発注者は、要求水準書第3編第1章1.1.5に示す事項を自己の責任において行う。

（指示監督等）

第16条 発注者は、この契約の履行について必要があるときは、受注者に対し、指示監督することができる。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して運営業務の実施状況について調査し、若しくは報告を求め、又は受注者の事務所その他運営業務の実施場所に立ち入ることができる。

第2節 運営開始前の準備

（従業員の確保）

第17条 受注者は、運営業務準備期間において、本施設の運営業務の実施に必要な人員（以

下「従業員」という。)を、自らの責任及び費用において、法令等の規定により必要とされる人数確保し、この契約の終了まで、これを維持する。

2 本施設の運営業務のための従業員には、次の各号に掲げる資格を有する者が含まれるものとし、受注者は、運営業務準備期間においてその必要人数を確保する。また、この契約の終了まで、これを維持する。

- (1) 廃棄物処理施設技術管理者
- (2) 安全管理者
- (3) 衛生管理者
- (4) 防火管理者
- (5) 酸素欠乏危険作業主任者
- (6) 危険物保安監督者・危険物取扱者
- (7) 第1種圧力容器取扱作業主任者
- (8) 公害防止管理者
- (9) 電気主任技術者
- (10) 粉じん作業に係る特別教育修了者
- (11) その他本施設の運営のために必要な資格を有する者

3 受注者は、運営業務の開始までに、従業員の名簿（組織図、業務分担表及び人員配置表を含む。）を作成し、発注者に提出しなければならない。また、従業員の追加、異動等があったときは、速やかに発注者に通知し、発注者に提出した従業員の名簿を更新しなければならない。

（試運転、予備性能試験及び引渡性能試験）

第18条 建設事業者が実施する本施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験において、これらの実施にかかる業務については、受注者はこれに協力しなければならない。

第3節 運営マニュアル、長期運営計画書及び年間運営計画書

（運営マニュアル）

第19条 受注者は、運営期間の開始前に、試運転の結果等を踏まえ、運営マニュアルを作成し、発注者に提出して、その内容につき承諾を得なければならない。

2 運営マニュアルには、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 受付・計量マニュアル
- (2) プラットホーム管理マニュアル
- (3) 緊急対応マニュアル

3 運営マニュアルは、要求水準書及び事業提案書に基づく本施設の維持管理及び運営を実行するために、要求水準書に基づいて、本施設の運転及び稼動、日常的な運転保守管理のための管理項目及びその達成基準の詳細、想定されるトラブル及びそれに対する対応策並びに本施設による処理対象物の処理を行うために必要な手順を詳細に記載したものでなければならない。

4 受注者は、発注者の承諾を受けた運営マニュアルに定めるところにより、本施設の運営業務を行う。

5 受注者は、運営期間終了まで、必要に応じて、発注者と協議の上適宜運営マニュアル

の更新を行い、常に最新版を保管し、更新の都度、最新版を発注者に提出する。

- 6 受注者は、運営マニュアルの更新にあたっては、運営期間終了後においても利用可能となるよう、運営期間の運営実績及び受注者の提案事項を、運営マニュアルに反映させる。
- 7 受注者は、本施設について本性能要件が満たされるよう、常に運営マニュアルを適正なものにするよう努め、必要な場合は、第3項に従い、運営マニュアルを更新しなければならない。
- 8 受注者は、本施設又はその運営業務の結果が本性能要件を満たさないときに、単に運営マニュアルに従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

（長期運営計画書）

第20条 受注者は、運営期間の開始前に、長期運営計画書を作成し、発注者に提出して、その内容につき承諾を受けなければならない。

- 2 長期運営計画書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 運転計画
- (2) 点検・検査計画
- (3) 補修計画
- (4) 更新計画
- (5) 調達計画
- (6) 維持管理計画
- (7) 事業継続計画
- (8) 長期保全計画 ※必要となる時期に作成
- (9) その他必要な計画

- 3 長期運営計画書が対象とする期間は、運営業務開始後 20 年間とする。

- 4 発注者は、長期運営計画書の内容を承諾するに当たり、受注者に対し適宜指摘を行うことができる。また、受注者も、必要な改善提案を行うことができる。

- 5 受注者は、前項の規定による発注者からの指摘を受けた場合、当該指摘事項を十分に踏まえ、自らの責任及び費用において、長期運営計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、補足、修正又は変更を経た長期運営計画書につき、改めて発注者の承諾を受けなければならない。

- 6 受注者は、第1項又は前項の規定により発注者の承諾を受けた長期運営計画書に従い、毎事業年度の運営業務を実施する。

- 7 受注者は、本施設又はその運営業務の結果が本性能要件を満たさないときに、単に長期運営計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

（年間運営計画書）

第21条 受注者は、毎年3月末までに（ただし、運営期間の初年度については運営期間の開始前に）、翌事業年度の年間運営計画書を、発注者に提出し、その承諾を受けなければならない。

- 2 年間運営計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) プラント部分にかかる事項

- ア 運転計画
- イ 点検・検査計画
- ウ 補修計画
- エ 更新計画
- オ 調達計画
- カ 事業継続計画
- キ 長寿命化計画（延命化計画）※必要となる時期に作成
- ク その他必要な計画

(2) 本施設全体にかかる事項

- ア 維持管理計画
- イ 労働安全衛生計画
- ウ 作業環境管理計画
- エ 防災管理計画
- オ 防火管理計画
- カ 施設警備・防犯計画
- キ 維持管理計画
- ク 環境保全計画
- ケ 清掃計画
- コ 除雪計画
- サ 施設警備・防犯計画
- シ 運転教育計画
- ス 環境保全計画
- セ その他必要な計画

- 3 発注者は、年間運営計画書の内容を承諾するに当たり、受注者に対し適宜指摘を行うことができる。また、受注者も必要な改善提案を行うことができる。
- 4 受注者は、前項の規定による発注者からの指摘を受けた場合、当該指摘事項を十分に踏まえ、自らの責任及び費用において、年間運営計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、補足、修正又は変更を経た年間運営計画書につき、改めて発注者の承諾を受けなければならない。
- 5 受注者は、第1項又は前項の規定により発注者の承諾を受けた年間運営計画書に従い、毎事業年度の運営業務を実施する。
- 6 受注者は、本施設の運営業務が、この契約、要求水準書、運営マニュアル、長期運営計画書及び年間運営計画書に基づいている限りにおいて、人員構成、資材の調達方法等を決定することができる。
- 7 受注者は、本施設又はその運営業務の結果が本性能要件を満たさないときに、単に年間運営計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

第4節 処理対象物の受入れ及び処理

(処理業務)

第22条 受注者は、運営期間中、この契約、入札説明書等及び要求水準書及び事業提案書

に基づき、本施設において運営・維持管理業務を行う。

（処理対象物の処理）

第23条 受注者は、処理対象物を本施設の性能に適合させて処理しなければならない。

（処理対象物の受入れ等）

第24条 処理対象物は、構成市町により、本施設内の、受注者によりあらかじめ指定された場所に搬入されるものとする。

- 2 受注者は、本施設の受入供給設備（要求水準書第2編第2章2.2に定める設備をいう。以下同じ。）において受入可能な量の処理対象物を受入れなければならない。
- 3 受注者は、搬入される処理対象物が、受入可能な量を超えるおそれがある場合、発注者に報告し、発注者の指示を受ける。
- 4 前項の場合、受注者は、処理対象物が本施設の受入供給設備において受入可能な量を超えた原因が不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由に基づくことを明らかにしたときは、発注者に対し、発注者の指示に従い作業等を実施したために生じた特別の費用の支払いを求めることができる。

（直接搬入者からのごみの受付及びごみ処理手数料の徴収）

第25条 発注者は、受注者に、住民又は事業系不燃ごみ搬入者（以下「直接搬入者」という。）が直接搬入するごみの受付及び直接搬入者から所定のごみ処理手数料を徴収する事務を委託し、受注者は、これを受託する。

- 2 受注者は、前項の規定により徴収したごみ処理手数料を公金として管理し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の歳入の徴収又は収納の委託にかかる規定その他関連する法令、発注者の財務会計規則等及び要求水準書の規定に従って、これを保管し、発注者が別途指定する金融機関に払い込みを行わなければならない。
- 3 受注者は、公金であるごみ処理手数料と、その他の収入とを明確に区別しなければならない。

（処理不適物の取扱い）

第26条 受注者は、受入供給設備において、受入れた処理対象物の中に処理不適物がないことを確認するよう努めなければならない。

- 2 受注者は、受入れた処理対象物に処理不適物があることが確認された場合には、原則として、当該処理不適物を、当該処理不適物を搬入した者に持ち帰らせなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により確認し、前項の規定により持ち帰らせることができなかった処理不適物を、処理不適物貯留ヤードに搬入して一時貯留し、発注者が手配する搬出車両への積込みを行うものとする。
- 4 処理不適物の混入により本施設に故障等が生じ、当該故障等の修理等のために費用を要するときは、受注者がその費用を負担する。ただし、当該故障等の原因となった処理不適物が、構成市町が回収して本施設に搬入した廃棄物に混入していたものであり、かつ第1項の規定により実施する処理不適物の確認作業を実施しても当該処理不適物を発見することが不可能であったことを受注者が明らかにし、発注者が合理的と判断したときは、発注者が当該費用を負担する。

第5節 本施設の検査

(受注者の検査)

第27条 受注者は、年間運営計画書の点検・検査計画に基づき、本施設の検査の実施前までに、詳細な点検・検査実施計画書を作成し、発注者の承諾を受ける。

- 2 点検・検査実施計画書には、検査の対象となる設備・機器の項目、検査内容、検査頻度等を記載する。
- 3 受注者は、点検・検査実施計画書の定めるところに従い、本施設の検査を行う。
- 4 前項に規定するもののほか、受注者は、必要に応じて、本施設の検査を実施する。
- 5 受注者は、第3項又は前項の規定により本施設の検査を行ったときは、その結果を速やかに発注者に報告する。発注者は、当該検査結果を公表することができる。

(発注者の検査)

第28条 発注者は、自己の費用により、本施設の検査を行うことができる。この場合、発注者は、抜き打ちによる検査の場合を除き、受注者の通常の営業時間内に、受注者に対する事前の通知を行った上で本施設へ立ち入り、自らの費用で検査、計測等を行う。

- 2 発注者は、前項の規定による検査を第三者に委託することができる。
- 3 発注者は、第1項又は前項の規定により検査を行う又は行わせる場合には、受注者の行う運營業務の実施に影響を与えないよう配慮しなければならない。

(精密機能検査)

第29条 受注者は、3年に1回以上、本施設の設備及び機器の機能状況、耐用の度合い等について、第三者による検査（以下「精密機能検査」という。）を受け、当該第三者から精密機能検査報告書を取得しなければならない。

- 2 精密機能検査にかかる費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者は、第1項の規定により取得した精密機能検査報告書を、発注者に提出しなければならない。
- 4 受注者は、精密機能検査の履歴を運営期間中にわたり電子データとして保存し、運営期間終了後、当該電子データを発注者に提出する。

第6節 モニタリング等

(本施設にかかる計測管理)

第30条 受注者は、運営期間中、自己の費用において、この契約、要求水準書、運営マニュアル、長期運営計画書及び年間運営計画書に従い、自ら又は法的資格を有する第三者に委託して、本施設にかかる計測管理を実施する。

- 2 受注者は、別紙3記載の計測項目につき、別紙3記載の計測頻度で、前項の規定による計測管理を実施し、結果を毎月の運営報告書により発注者に報告しなければならない。発注者は、受注者に事前に通知して、当該計測管理に立ち会うことができる。
- 3 受注者は、本性能要件として示されている項目で、別紙3の計測項目に掲げられていないものについては、自ら必要と認めた場合又は発注者が合理的に要求する場合に、自らの費用により、計測管理を実施し、その結果を速やかに発注者に報告しなければならない。

4 発注者は、第1項及び第3項の規定による計測の結果を公表することができる。

(周辺環境のモニタリング等)

第31条 発注者は、自己の費用において、周辺環境のモニタリングを実施することができる。

2 発注者は、自己の費用において、受注者による計測管理とは別に、本施設の計測管理を行うことができる。この場合、受注者は、発注者の指示に従い計測管理に協力しなければならない。

(発注者による業務遂行状況のモニタリング)

第32条 発注者は、別紙7記載のモニタリング実施要領等に従い、本業務の遂行状況並びに本施設の維持管理及び運営の状況のモニタリングを行う。

2 発注者は、前項の規定に基づくモニタリングのほか、受注者による本業務の遂行状況等を確認することを目的として、随時、本施設へ立ち入る等必要な行為を行うことにつき申出を行うことができる。また、発注者は、受注者に対して本業務の遂行状況及び本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 受注者は、発注者から前項の申出又は請求を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて当該申出又は請求に応じなければならない。

4 発注者は、第1項の規定に基づく本事業の遂行状況等の確認を理由として、本業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

(公害防止基準値の超過)

第33条 第30条による計測又は第31条による周辺環境モニタリング等の結果、別紙6に示す公害防止基準値（要求水準書に規定された公害防止基準値をいう。以下同じ。）を超過していることが判明した場合には、発注者又は受注者は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、受注者は、要求水準書に定める復旧作業を行うものとし、原因の究明に努め、要求水準書に合致する正常な運転が再開されるようプラント設備の補修、運營業務の改善等を行わなければならない。

(要求水準書等の未達成)

第34条 第30条による計測又は第31条によるモニタリング等、又は第32条による業務遂行状況のモニタリングの結果、前条に規定する項目以外の項目等について、受注者による本業務の遂行が要求水準書等若しくは提案書又は運営マニュアルに定める水準を満たしていないことが判明した場合は、発注者は、受注者に対して、別紙7記載の「モニタリング及び運營業務委託費の減額」等に従って必要な是正勧告その他の措置を講じることができるものとする。この場合、受注者は、当該措置が講じられた後に提出する要求水準書等に定める報告又は記録等において、発注者が講じた措置に対する対応状況を記載することにより報告を行うものとする。

2 前項の場合、発注者は、必要と認めるときは、受注者に本施設の運転の停止を指示することができる。受注者は、これに従わなければならない。

3 第1項において要求水準書等の未達成が発注者の指示により生じた場合、その他発注者の責に帰すべき事由により生じた場合は、発注者は、必要に応じて運營業務委託料を変更するものとし、受注者に損害を及ぼしたときは、当該損害を賠償しなければならない。

第7節 異常事態等への対応及び運營業務委託費の減額

（異常事態への対応）

- 第35条 受注者は、本施設の運營業務の実施中に異常事態が発生したときは、この契約に従い、運転を停止し、又は監視を強化しなければならない。
- 2 前項の場合において、受注者は、本施設が異常事態に至った原因の究明、その責任の分析等を行う。
- 3 発注者は、前項の規定による受注者の原因の究明及び責任の分析とは別個に、独自に異常事態の発生にかかる事実関係の調査、原因の究明、責任の分析等を行うことができる。この場合、受注者は、発注者に対する資料等の提出、事実関係の説明、試料等の提供等の協力を行う。
- 4 本施設が計画外の運転停止（長期運営計画書及び年間運営計画書に予定されていない本施設の稼働停止をいう。以下同じ。）の状態に陥った場合についても、その原因の究明等について第2項及び第3項を準用する。

（停止期間中等の処理対象物の処理）

- 第36条 異常事態の発生、その他の原因により運転停止の状態又は性能低下による受入量の全量の受入れができない状態に陥った場合、受注者は、速やかに発注者に報告し、発注者より提供される処理対象物の処理について、次の各号に掲げるところにより対応する。
- (1) 受注者は、発注者に対する報告を行った場合、貯留可能量を超えた処理対象物の処理に係る代替方策及び費用負担等について協議を行う。
- (2) 本施設が運転を再開した場合は、本施設において処理を行う。

（臨機の措置）

- 第37条 受注者は、事故、災害等の防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。
- 2 前項の場合、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知する。
- 3 発注者は、事故、災害等の防止その他本施設の運転を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定に基づき臨機の措置をとった場合において、受注者は、当該措置に要した費用を負担する。ただし、当該措置が不可抗力によることを受注者が明らかにした場合は第54条の規定により発注者及び受注者が、受注者の責めに帰すことのできない事由（不可抗力を除く。）に基づくことを受注者が明らかにした場合は発注者が、当該措置に要した費用のうち、受注者が運營業務委託費の範囲において負担することが適当と認められない部分を負担する。
- 5 前項の規定にかかわらず、建設工事完了日から3年を経過するまでの期間中、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった原因が本施設の瑕疵による場合、当該措置は、受注者の責めに帰すべき事由に基づくものとみなし、当該措置に要した費用はすべて受注者が負担する。

（費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額）

- 第38条 異常事態の発生又は計画外の運転停止への対応に要する費用（原因の究明及び責

任の分析に要する費用、受入れできない処理対象物を他の廃棄物処理場まで運搬し、これを処理する費用、計画外の補修等を行う費用を含む。以下同じ。）は、全て受注者が負担する。ただし、当該異常事態の発生等の原因について、不可抗力によることを受注者が明らかにした場合は第 54 条の規定により発注者及び受注者が、受注者の責めに帰すべき事由でないこと（不可抗力を除く。）を受注者が明らかにした場合は発注者が、当該費用を負担する。

- 2 前項の規定により、異常事態の発生又は計画外の運転停止への対応に要する費用を発注者が負担する場合の負担方法については、発注者と受注者が協議により定める。
- 3 異常事態の発生、計画外の運転停止、その他本性能要件の未達成により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合（発注者の指示により停止した場合を含む。）は、別紙 7 に従い運營業務委託費のうちの運営固定費を減額する。ただし、異常事態の発生、計画外の運転停止、その他本性能要件の未達成が、不可抗力又は受注者の責めに帰すことができない事由によることを受注者が明らかにした場合は、運営固定費を構成する費用のうち当該本性能要件の未達成に伴い支出が不要となった費用についてのみ運営固定費の減額を行い、それ以外の運営固定費の減額は行わない。
- 4 受注者は、第 1 項の規定による費用の負担及び前項の規定による運営固定費の減額のほか、自らの責めに帰すべき事由による（前項の規定により受注者の責めに帰すべき事由とみなされる場合を含む。）異常事態の発生又は計画外の運転停止と相当因果関係を有する発注者に生じた損害を、発注者に賠償しなければならない。

（その他要求水準未達成に対する運營業務委託費の減額）

- 第39条 本施設の全部又は一部の運転停止を伴わず、本施設の運転を継続できるが、要求水準書等に規定する業務水準が達成されていないと発注者が判断した場合には、別紙 7 に定めるところにより、運營業務委託費を減額する。
- 2 受注者は、前項の規定による運營業務委託費の減額のほか、自らの責めに帰すべき事由により要求水準書等に規定する業務水準が達成されなかった場合、及び建設工事完了日から 2 年を経過するまでの期間中に本施設の契約不適合を原因として要求水準書に規定する業務水準が達成されなかった場合には、当該業務水準の未達成と相当因果関係を有する損害を、発注者に賠償しなければならない。

第 8 節 補修及び更新

（本施設の補修）

- 第40条 受注者は、第 21 条第 1 項又は第 4 項の規定により発注者の承諾を受けた年間運営計画書の補修計画に従い、補修の実施前までに補修実施計画書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、補修実施計画書に従い、補修業務を行う。
 - 3 受注者は、本施設の補修業務がこの契約、要求水準書、運営マニュアル、運営計画書、年間運営計画書及び補修実施計画書に基づいている限りにおいて、人員構成、資材の調達方法等を決定することができる。
 - 4 受注者は、補修業務が終了したときは、必要な試運転及び性能試験を行わなければならない。

- 5 受注者は、前項の規定による試運転及び性能試験の終了後速やかに、補修業務の終了を発注者に報告するとともに、補修結果報告書を作成して発注者に提出しなければならない。
- 6 発注者は、必要と認める場合は、受注者による補修業務の結果を確認し、年間運営計画書及び運営マニュアルを改訂するよう受注者に求めることができる。
- 7 受注者は、本施設又はその運営業務の結果が本性能要件を満たさないときに、単に補修実施計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

（本施設の更新）

- 第41条 受注者は、第 21 条第 1 項又は第 4 項の規定により発注者の承諾を受けた年間運営計画書の更新計画に従い、更新の実施前までに更新実施計画書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、更新実施計画書に従い、更新業務を行う。
 - 3 受注者は、本施設の補修業務がこの契約、要求水準書、運営マニュアル、長期運営計画書、年間運営計画書及び更新実施計画書に基づいている限りにおいて、人員構成、資材の調達方法等を決定することができる。
 - 4 受注者は、更新業務が終了したときは、必要な試運転及び性能試験を行わなければならない。
 - 5 受注者は、前項の規定による試運転及び性能試験の終了後速やかに、更新業務の終了を発注者に報告するとともに、更新結果報告書を作成して発注者に提出しなければならない。
 - 6 発注者は、必要と認める場合は、受注者による更新業務の結果を確認し、年間運営計画書及び運営マニュアルを改訂するよう受注者に求めることができる。
 - 7 受注者は、本施設又はその運営業務の結果が本性能要件を満たさないときに、単に更新実施計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

第 9 節 建築物等の保守管理等

（建築物等の管理）

- 第42条 受注者は、事業用地内の建築物等（工場棟、計量棟、洗車棟、防災調整池、駐車場、緑地、その他外構を含む。以下同じ。）の保守管理を、次の各号に掲げるところにより行うこととし、詳細は運営マニュアル及び年間運営計画書に定めるところによる。
- (1) 安全性及び防災性を確保し、災害発生を未然に防止すること
 - (2) 突発的な修繕及び事故等を未然に防ぎ、経済的損失を抑制すること
 - (3) 建築物の資産価値を維持し、使用期間の増大を図ること
 - (4) 美観及び品位を維持し、地域社会の環境向上に貢献すること

（見学等への対応）

- 第43条 発注者は、本施設への見学及び視察等につき、予約の受付、引率及び説明等の対応を自ら行い、受注者は、これに協力する。詳細は、要求水準書に定めるところによる。

第 10 節 業務報告

（運營業務の報告）

第44条 受注者は、要求水準書に従い、運営報告書を、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により提出を受けた運営報告書の内容に疑義があると認める場合、その他要求水準書に定める業務を適切に実施していないと判断した場合には、受注者に説明を求めることができる。この場合、発注者は、受注者に対し、本施設の管理者として説明責任を果たすために必要な範囲で、追加資料の提出又は当該業務に関する改善措置を求めることができ、受注者はかかる発注者の求めに対し誠実に対応しなければならない。
- 3 受注者は、運営報告書、その他受注者がこの契約に基づき作成する書類につき、運営期間中電子データの形で保管し、本施設の維持管理上の日報、月報及び年報は印刷物の形で保管する。発注者が求めた場合、受注者は、運営報告書、その他受注者がこの契約に基づき作成する書類を、電子データの形で発注者に提出しなければならない。
- 4 受注者は前項の規定により保管する印刷物を、作成時から3年以上保管する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、受注者は、本施設内の事故発生等緊急を要する事項については、運営マニュアルに従い速やかに発注者に報告しなければならない。

第 3 章 運營業務委託費の支払い

（運營業務委託費）

第45条 発注者は、受注者に対し、運営期間中、別紙1に定めるところにより算定される金額を、運營業務委託費として、受注者に支払う。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、運営固定費について、この契約の規定による減額を行うことができる。

（運營業務委託費の支払い等）

第46条 発注者は、受注者に対して、別紙1に定めるところにより、受注者の業務遂行の対価として、次条第5項の規定による請求に基づき、当該請求書を受領した日から30日以内（以下「支払期限日」という。）に、この契約の規定により減額される場合を除き、運營業務委託費を支払わなければならない。

（請求の手順）

第47条 受注者は、四半期毎に、当該四半期が終了した日から10日以内に、運営報告書のうち当該四半期における受注者の実績について記載した四半期報告書を作成し、発注者の承諾を受ける。

- 2 発注者は、前項の規定により四半期報告書の提出を受けた場合、承諾するときはその旨を、承諾しないときはその内容を、四半期報告書の提出を受けた日から14日以内に受注者に通知する。
- 3 前項の場合、受注者は、発注者が承諾しなかった四半期報告書及びそれに付属する資料を改訂して再提出する。ただし、受注者は、当該四半期報告書が承諾されなかったことについて、意見を述べるができる。

- 4 受注者は、当該四半期報告書が承諾されなかった場合、指摘事項を踏まえて四半期報告書の補足、修正又は変更を行う。この場合、受注者は、補足、修正又は変更を経た四半期報告書につき、改めて発注者の承諾を受けなければならない。
- 5 受注者は、発注者の四半期報告書の承諾を得た後、承諾済みの四半期報告書に基づいた運營業務委託費の請求書を作成し、発注者に請求する。

(運營業務委託費の見直し)

第48条 発注者及び受注者は、社会経済状況の変化に応じて、運営固定費及び運営変動費の見直しを実施することができ、詳細については、別紙1に定めるところによる。

第4章 要求水準書の変更

(要求水準書の変更)

第49条 運営期間中に、技術革新等により要求水準書の変更が必要又は相当と認められる場合は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 発注者は、この契約の締結後、技術革新、社会状況の大幅な変化など発注者及び受注者が契約締結時に想定し得なかった状況の変化、その他合理的な理由（ただし、法令等の変更及び不可抗力を除く。）により要求水準書の変更の必要が生じた場合、又は要求水準書の変更が相当と認められる場合には、その変更を受注者に求めることができる。
 - (2) 受注者は、前号の規定による発注者の求めについて、その対応可能性及び費用見込額を発注者に対し通知しなければならない。
 - (3) 発注者と受注者は、協議の上、要求水準書を変更することができる。かかる変更により追加費用が生じた場合には、発注者が負担する。また、かかる変更により受注者に費用の減少が生じるときには、費用の減少について、協議した結果に従い、運營業務委託費を減額する。
 - (4) 前号の規定による協議が協議開始の日より 60 日以内に整わない場合には、発注者はこの契約の一部又は全部を解除することができる。
- 2 受注者は、この契約の締結後に合理的な必要が生じた場合（ただし、法令等の変更があった場合及び不可抗力による場合を除く。）、要求水準書の変更を発注者に求めることができる。かかる場合、発注者は、受注者との協議に応じなければならない。発注者は、かかる協議が整った場合、要求水準書の変更を行うものとし、この場合の運營業務委託費の支払額の変更については、発注者と受注者の合意したところによる。
- 3 要求水準書を変更するときは、発注者と受注者で協議の上、変更内容に応じ、発注者が要求水準書を、受注者が運営マニュアル、長期運営計画書及び年間運営計画書を、それぞれ変更する。
- 4 発注者は、第1項第4号の規定によりこの契約の全部又は一部を解除し、当該解除により受注者に損害が生じる場合には、発注者がやむを得ないと認めるもののみを賠償する。

第5章 危険の負担等

(所有権)

第50条 本施設の所有権は、発注者に属する。また、本施設の更新等を行った場合においても、本施設の所有権は発注者に属する。

(第三者の損害)

第51条 受注者は、その故意若しくは過失又は法令等の不遵守によって、発注者又は第三者に人的又は物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。

2 前項に規定する事由以外の事由により、運營業務の実施により第三者が損害を受けた場合（通常避けることのできない、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気等を含む。）については、発注者及び受注者は協議を行い、当該損害額にかかる両者間の負担割合を決定する。

3 前項の損害賠償は、まず受注者が加入する保険の保険金で支払い、なお不足するときは受注者が当該損害額を当該第三者に対して支払う。発注者は、受注者からの請求に基づき、前項の規定による協議により決定した負担割合相当額を受注者に対して支払う。

(保険)

第52条 受注者は、別紙5に定めるところにより、次の各号に掲げる保険に継続して加入しなければならない。なお、受注者は、保険契約を締結するに当たり、事前に保険契約の内容及び保険証券の内容について発注者の確認を得なければならない。

- (1) 運営期間中の第三者損害賠償保険
- (2) 運営期間中の機械保険
- (3) 運営期間中の動産総合保険

2 受注者は、前項の規定による保険契約締結後又は更新後速やかに当該保険証券の写しを発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、別紙5に規定する内容の全部又は一部を変更する場合には、事前にその内容を発注者に通知し、その承諾を得なければならない。

(法令変更)

第53条 受注者は、この契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、この契約にかかる自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容の詳細を、書面で発注者に通知しなければならない。この場合、受注者は、法令等の変更が発生した日以降、当該法令等の変更により履行ができなくなった義務について、この契約に基づく履行義務を免れる。

2 発注者及び受注者は、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。

3 発注者は、運營業務委託費の支払いにおいて、受注者が履行義務を免れた義務について、受注者が当該免除によって免れた費用を控除し、受注者が実際に行ったその他の業務内容に応じた運營業務委託費の支払いをすることができる。

4 受注者は、この契約の締結日以降、法令等が変更されたことにより、本施設の運營業務に関して合理的な追加費用が発生した場合、発注者に対して当該法令等の変更に伴う

費用の詳細を報告し、追加費用の負担方法等について発注者と協議することができる。
 なお、発電設備に関して発生した費用であって、余剰電力の販売によって回収可能な部分は本項の追加費用には含まれない。

- 5 前項の規定による協議が、協議開始の日から 60 日以内に整わない場合、発注者及び受注者は、以下の負担割合に応じて費用を負担する。

法令変更	発注者負担割合	受注者負担割合
本施設及び本施設と類似のサービスを提供する施設の整備又は運営に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等の変更及び受注者の合理的努力によっても吸収できない資本的支出を伴う法令等の変更の場合	100%	0%
上記記載の法令以外の法令等の変更の場合	0%	100%

- 6 前二項の場合、必要に応じて、発注者と受注者で協議の上、要求水準書、運営マニュアル、長期運営計画書又は年間運営計画書の改訂等を行う。
- 7 発注者が支払う運營業務委託費にかかる消費税の税率が変更された場合には、当該変更により生じた費用の増加分は、発注者が負担する。
- 8 法令等の変更により、要求水準書、運営マニュアル、長期運営計画書又は年間運営計画書の変更が可能となり、かかる変更により受注者の運營業務実施の費用が減少するときは、発注者は、受注者との協議により要求水準書、運営マニュアル、長期運営計画書又は年間運営計画書の変更を行い、運營業務委託費を減額する。
- 9 法令等の変更により本事業の継続が不能となった場合、過分の追加費用を要することとなった場合、又は第 6 項若しくは前項の協議が協議開始の日から 60 日以内に整わないときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。発注者は、本項に基づきこの契約の全部又は一部を解除し、当該解除により受注者に損害が生じる場合には、やむを得ないと発注者が認めるもののみを賠償する。

(不可抗力)

第54条 不可抗力により、いずれかの当事者がこの契約を履行できなくなったときは、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を行った当事者は、通知日後に、かかる不可抗力の事由が止み、この契約の履行の続行が可能となる時まで、この契約上の履行期日における履行義務を免れるものとし、相手方当事者についても同様とする。ただし、発注者及び受注者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めなければならない。
- 3 発注者は、運營業務委託費の支払いにおいて、受注者が履行義務を免れた義務について、受注者が当該免除によって免れた費用を控除し、受注者が実際に行ったその他の業務内容に応じた運營業務委託費の支払いをすることができる。
- 4 第 1 項の通知がなされた場合、必要に応じて、発注者と受注者で協議の上、要求水準書、運営マニュアル、長期運営計画書又は年間運営計画書の改訂等を行う。
- 5 前項の規定による協議が、協議開始の日から 60 日以内に整わないときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。発注者は、本項に基づきこの契約の全部又は一部を解除し、当該解除により受注者に損害が生じる場合には、やむを得ないと

発注者が認めるもののみを賠償する。

（不可抗力による負担）

第55条 不可抗力による損害が生じた場合において、本施設の運營業務につき、損害額及び増加費用額の合計額が、一事業年度につき、年間の運營業務委託費（運営変動費については、計画処理量及び計画ごみ質により算出する。）の100分の1に至るまでは、受注者が当該損害額及び増加費用額を負担し、これを超える額については発注者が負担する。

（地域住民対応）

第56条 本施設の地域住民の要望、クレーム等に対する対応は発注者が行う。

- 2 受注者は、地域住民の要望、クレーム等を受けたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、発注者が行う第1項の地域住民の要望、クレーム等への対応に協力しなければならない。
- 4 前項の規定により、受注者が発注者に協力するために費用を生じた場合には、合理的な範囲を超えると発注者が認めた費用については、発注者が負担する。ただし、地域住民の要望、クレーム等が受注者の責に帰すべき事由によるものである場合は、発注者は、受注者において発生した費用を一切負担しない。
- 5 受注者は、事業用地及びその周辺で発注者及び関係団体が行う事業等に対し、発注者の要請に基づき、発注者が要請する地元説明会等への出席、資料の作成等の協力をしなければならない。

第6章 損害賠償等

（損害賠償等）

- 第57条 本施設の運營業務に関連して、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合、発注者は、受注者に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。
- 2 受注者は、この契約に従った運營業務を実施せず、又はその他この契約の定めるところに違反し、発注者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 この契約の規定による運営固定費の減額は、前項の規定による発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また、運営固定費の減額を、損害賠償の予定と解してはならない。

第7章 運営期間の終了

（運営期間終了後の運営方法の検討）

- 第58条 受注者は、運営期間終了日の3年前から、運営期間終了後の本施設の運営方法を検討し、運営期間終了日の1年前までに、当該検討結果を発注者に通知する。
- 2 発注者が、運営期間終了後に受注者以外の新たな運営事業者を選定する場合には、受注者は、次の各号に掲げるところにより、発注者に協力する。
 - (1) 新たな運営事業者の選定に当たり、資格審査を通過した者に対し、受注者が所有する運営事業にかかる資料を開示する。

- (2) 新たな運営事業者に対し、本施設及び本施設の運営状況を説明する。
- (3) 運営期間中に引継ぎを行う（ただし、引継ぎ期間は最長で3月とする。）。
- (4) その他新たな運営事業者の円滑な業務の開始に必要な支援を行う。

（運営期間終了時の取扱い）

第59条 受注者は、運営期間終了日の3年前から2年間の間に、第三者に委託して、機能検査（本施設が、運営期間終了後も継続して10年間使用することに支障がない状態であることを確認するための検査をいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2 前項の規定による機能検査においては、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) プラント部分が別紙4に規定する性能保証事項を満たしていること
- (2) 事業用地内の建物の主要構造部等に、大きな破損や汚損等がなく良好な状態であること
- (3) 内外の仕上げ及び設備機器等に、大きな破損や汚損等がなく良好な状態であること

3 機能検査の結果、本施設が運営期間終了後も継続して10年間使用することに支障があると認められた場合には、受注者は、自己の費用により、改修等必要な対応を行う。

4 発注者は、機能検査の結果を踏まえ、次の各号に掲げる事項について、本施設が適切な状態にあることを確認する。

- (1) 本施設の機能状況
- (2) 大規模補修を含む本施設の耐用度
- (3) 事業継続にかかる経済性

5 受注者は、運営期間終了時に、本施設の運転に必要な用役を補充し、規定数量を満たした上で発注者に引渡す。予備品及び消耗品等については、6か月程度使用できる量を補充した上で、発注者に引渡すものとする。

第8章 解除

（受注者の債務不履行）

第60条 発注者は、この契約に特に定める場合を除き、受注者がその責めに帰すべき事由により、この契約又は要求水準書に従った本施設の運営ができなくなったときは、受注者にその回復に最長60日の猶予期間を与える。ただし、受注者が再び事業を継続することが事実上不可能と合理的に判断されるときは、この限りでない。

（発注者の解除）

第61条 発注者は、必要と認めたときは、90日前に受注者に通知することにより、この契約を解除することができる。この場合、発注者は、受注者の損害を補償する。

2 発注者は、受注者（第12号の場合は民間企業グループの構成員又は協力企業）が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対し催告することなく、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、運営業務に着手すべき期日を過ぎても運営業務に着手しないとき
- (2) 自己の責めに帰すべき事由により、運営期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき
- (3) 運営業務を実施する上で必要な法令等の定めによる資格、許可若しくは登録等を取

り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき

- (4) 受注者又は受注者の業務担当責任者その他使用人が、発注者の指示監督に従わず、又は発注者の職務の執行を妨げたとき
- (5) 受注者が第 64 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき
- (6) 受注者又は受注者の代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき
- (7) この契約及び要求水準書に従った運營業務の履行を行わず、発注者が前条の規定により最長 60 日（ただし、発注者がこの契約の規定に基づき 60 日より長い猶予期間を設けた場合は当該期間とする。）の猶予期間を設けて受注者に請求しても受注者が当該猶予期間内にこの契約及び要求水準書に従った運營業務の履行を行わないとき
- (8) 本事業を放棄したと認められるとき
- (9) 受注者にかかる破産手続、会社更生手続、民事再生手続若しくは特別清算その他これらに類する倒産手続いずれかの手続について、受注者の取締役会でその申立等を決議したとき、若しくはその申立等がされたとき、又は、受注者が、支払不能若しくは支払停止となったとき
- (10) 運営報告書において著しい虚偽の記載を行ったとき
- (11) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当することとなったとき
- (12) 基本協定第 3 条第 4 項各号のいずれかに該当したとき

3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、30 日以内の期間を設けて受注者に対し履行を催告し、当該催告期間内に改善されないときは、受注者に通知することによりこの契約を解除することができる。この場合、受注者は、発注者が請求したときは、自己の負担において、発注者が指定する事業者、本施設のプラント部分以外の部分の保守管理業務を委託しなければならない。

- (1) 受注者が、本施設のプラント部分以外の部分の保守管理にかかる、発注者が通知する指摘事項について、遅滞なく対応策を示さないとき
- (2) 受注者が、発注者が請求した日の翌日から起算して 30 日以内に、第 61 条各号の保険契約を締結しないとき、又はこれを維持しないとき。ただし、発注者は、受注者が付保すべき保険が必要でないと合理的に判断する場合においては、当該保険にかかる契約の締結を請求しない。
- (3) その他受注者がこの契約の義務を履行しないとき

4 発注者は、建設工事請負契約が解除された場合、この契約を解除することができる。

5 受注者は、この契約が解除されたときは、その管理する物品等を撤去し、本施設を継続して使用可能な状態にして、速やかに本施設を発注者に明け渡さなければならない。

（違約金）

第62条 受注者は、前条第 2 項又は第 3 項の規定によりこの契約が解除された場合は、運営保証対象額に相当する金額を、違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、頭書の契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。）があるときは、当該違約金の額から当該契約保証金の額を控除することができる。

- 2 前項の場合において、発注者に発生した損害が前項の規定による違約金の金額を超過しているときは、発注者は、受注者に対し、当該超過部分についての損害賠償を請求することができる。
- 3 前条第2項又は第3項の規定により契約が解除された場合は、契約保証金は発注者に帰属する。発注者に帰属した契約保証金は、発注者の損害の賠償又は第1項の違約金に充当する。
- 4 第1項及び第2項の規定により受注者が発注者に違約金及び賠償金を支払う場合において、発注者は、違約金請求権及び損害賠償請求権と受注者の運營業務委託費請求権その他発注者に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、発注者が基本協定第4条第1項の規定により賠償金の支払いを請求するときは、本条の規定による違約金を重ねて請求することはできない。

(委託業務の一部解除)

第63条 運営期間中、発注者は、発注者が利用する必要がないと判断した本施設の設備の一部（以下「不要設備」という。）にかかる運營業務の委託に関する部分につき、この契約を解除することができる。

- 2 発注者が、前項の規定によりこの契約を部分解除する場合には、受注者と不要設備の利用停止に関し協議するものとし、受注者は当該協議の結果に従って不要設備の利用停止に向けた必要な措置を講じる。
- 3 発注者は、第1項の解除により受注者に損害が生じたときは、やむを得ないと発注者が認めるものについてのみ賠償する。

(受注者の解除)

第64条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第49条第1項第4号、第53条第9項、第54条第5項又は前条第1項の規定による部分解除のため、契約金額が3分の2以上減じたとき
 - (2) 発注者が、この契約に基づく債務の履行を行わない事態を60日間継続したとき
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第9章 特許権等、著作権及び秘密保持

(特許権等)

第65条 受注者は、受注者が本施設を稼働させ、処理対象物を処理（業務委託による場合も含む。）するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権又は使用权（発注者から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得する。当該特許権等の詳細は、別紙2に記載のとおりとする。ただし、発注者が当該技術等の使用を指定し、かつ受注者が当該技術にかかる工業所有権の存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

- 2 受注者は、運營業務委託費は、前項の規定による特許権等の実施権又は使用权の取得

の対価、第3項の規定による実施権又は使用権の付与、並びに次条第5項の規定による成果物及び本施設の発注者による使用に対する対価を含むものであることを確認する。発注者は、発注者が受注者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受注者に請求しない。

- 3 第1項の規定により受注者が取得した実施権又は使用権のうち、この契約終了後において、発注者が本施設を稼働させ、処理対象物を処理（業務委託による場合も含む。）するために必要なものについては、受注者は、当該実施権又は使用権を発注者に付与し、又は当該特許権等の権利者をして発注者に付与せしめる。

（著作権の利用等）

第66条 発注者がこの契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等（発注者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、発注者に帰属する。

- 2 受注者は、成果物又は本施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、当該著作物の引渡し時に、発注者に無償で譲渡する。
- 3 受注者は、発注者が成果物及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（発注者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
- (1) 著作者名を表示することなく、成果物の全部若しくは一部若しくは本施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること
 - (3) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で発注者又は発注者が委託する第三者をして成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること
 - (4) 本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること
 - (5) 本施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと
- 4 受注者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (1) 成果物及び本施設の内容を公表すること
 - (2) 本施設に受注者の実名又は変名を表示すること
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること
- 5 発注者は、成果物（ただし、受注者が提出したものに限る。以下同じ。）及び本施設について、成果物及び本施設が著作物に該当するか否かに関わらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続する。

（著作権等の譲渡禁止）

第67条 受注者は、自ら又は著作者をして、成果物及び本施設にかかる著作権の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（著作権の侵害防止）

第68条 受注者は、成果物及び本施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

- 2 成果物又は本施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

（秘密保持義務）

第69条 発注者及び受注者は、この契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、この契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、この契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) この契約で公表、開示等することができると規定されている情報
- (2) 開示の時に公知である情報
- (3) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (4) 相手方に対する開示の後に、発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (5) 発注者及び受注者が、この契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者と受注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー業務受託者及び受注者の下請企業に開示する場合
- (5) 本事業の実施に必要な範囲で、発注者の構成市町に開示する場合
- (6) 発注者が本施設の運営に関する業務を受注者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合。

（個人情報の保護）

第70条 受注者は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、関係法令等及び『岩手中部広域行政組合個人情報保護法施行条例』（令和5年岩手中部広域行政組合条例第1号）を適用し、これらの規定に定めるところによるほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 運營業務を開始する際に、運營業務の従事者に運營業務の実施上知り得た秘密を他

- 人に漏らさないことを誓約した書類を作成させ、この書類を発注者へ提出すること
- (2) 業務の実施に必要な関係資料（以下「関係資料」という。）を発注者が指定した目的以外に使用せず、また、第三者に提供しないこと
 - (3) 発注者の許可なく関係資料の複写又は複製をしないこと
 - (4) 発注者の許可なく関係資料を発注者が指定する場所以外へ持ち出さないこと
 - (5) 運營業務の実施又は管理に関して関係資料に事故が発生した場合は、直ちに発注者に報告すること
 - (6) 運營業務が完了したときは、直ちに関係資料を発注者に返還すること
 - (7) 運營業務が完了した場合において関係資料の複写物又は複製物があるときは、当該複写物又は複製物を直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でないと認められる場合は、複写又は複製にかかる情報を消去しなければならない。
 - (8) 岩手中部広域行政組合個人情報保護条例を遵守するとともに、この条例の内容を委託業務の従事者に周知させ、個人情報の保護が徹底されるように指導すること

第 10 章 補則

（受注者の権利義務の譲渡）

第71条 受注者は、事前に発注者の承諾を得なければ、この契約上の地位及びこの契約にかかる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分（譲渡予約権の設定を含む。）をしてはならない。

（解散）

第72条 受注者は、この契約が運営期間満了により終了した場合でも、第 59 条第 3 項の規定による対応が終了するまでは、解散してはならない。ただし、当該対応を行う義務を、発注者が承諾する者が引き受けた場合は、この限りでない。

（経営状況の報告）

第73条 受注者は、この契約の終了にいたるまで、会計年度毎に、自己の費用において会計監査人及び監査役の監査を受け、株主総会の承認を受けた計算書類（会社法第 435 条第 2 項にいう計算書類をいう。）、監査報告書及び株主総会に報告された事業報告並びにこれらの付属明細書の写しを、当該会計年度の最終日から 3 月以内に、発注者に提出しなければならない。

（遅延利息）

第74条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、遅延損害金を支払う。

2 前項の遅延損害金は、発注者の指定する期間を経過した日から支払いの日まで遅延日数に応じ法定率の割合で計算して得た額の利息（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を付した金額とする。

（管轄裁判所）

第75条 発注者と受注者は、この契約に関する当事者間の一切の紛争に関し、盛岡地方裁

判所の第一審に関する専属管轄に服することに同意する。

(この契約に定めのない事項)

第76条 この契約に定めのない事項については、発注者及び受注者が別途協議して定める。

運営業務委託費の支払方法

1 運営業務委託費の構成

運営事業者が本事業における事業契約書等に規定された業務を提供することにより、発注者が運営事業者を支払う対価は次のとおりである。

表 1 運営業務委託費の構成

支払の対象となる業務	施設整備費及び運営業務委託費	対象となる費用等
本施設の運営業務	『運営固定費』 ※ 左記に掲げる業務に対して、処理対象物量の多寡に関係なく支払う対価 ※ 算出式は以下のとおりである。 運営固定費 ＝運転経費＋維持管理費＋人件費 ＋その他経費	- 左記業務を行う上で必要となるすべての費用から、運営変動費を控除した金額とする。 - 運転経費は、光熱水費の基本料金等とする。 - 維持管理費は、法定点検・定期点検等費用及び補修・更新等費用とする。 - 人件費は、左記に掲げる業務に係る全人件費（運営変動費に含まれるものを除く）とする。 - その他経費には、保険料、公租公課及びSPC 運営費用（人件費、監査費用等）を含む。 - SPC の利益を含む。 - 運営開始前に必要となる諸費用を含む（例えば、登録免許税等 SPC 設立費用等）。
	『運営変動費』 ※処理対象物量に応じて支払う対価 ※算出式は以下のとおりである。 運営変動費 ＝処理対象物量×変動費単価	- 処理対象物量の増減に応じて比例的に増減する費用とする（例えば、光熱水費の一部、燃料費、薬剤費、消耗品費等）。 - SPC の利益は含まない。

2 運営業務委託費の支払方法

発注者は、令和 8 年 4 月から令和 28 年 3 月の 20 年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、表 2 に示す四半期ごとに運営事業者に対して運営業務委託費を支払うものとする。

モニタリング結果を踏まえる前の各四半期の支払い額は、運営変動費を除いて每期均等（運営固定費は内訳ごとに每期均等）とする。なお、運営変動費は、3. (1)②に示すように、ごみ量変動に基づく改定を第 4 四半期に反映させるため、必ずしも毎四半期において均等にはならない。

表 2 運営業務委託費の支払条件

	支払対象期間	支払日
第 1 四半期	4 月 1 日 ～ 6 月 30 日	四半期報告書の提出・承諾及び運営業務委託費の請求に要する期間を勘案して設定される期日とする。詳細は下記 4 に示す。
第 2 四半期	7 月 1 日 ～ 9 月 30 日	
第 3 四半期	10 月 1 日 ～ 12 月 31 日	
第 4 四半期	1 月 1 日 ～ 3 月 31 日	

3 運営費の改定(1) 運営業務委託費の改定

(1) 改定の基本的な考え方

発注者は、ごみ量変動、及び物価変動の影響を以下のような方法により運営業務委託費に反映させるものとする。

ア ごみ量変動

実績処理対象物量と運営事業者が提案した変動費単価（次項②参照）の積により求めることでごみ量変動を反映させる。

イ 物価変動

運営固定費及び運営変動費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させる。

表 3 運営業務委託費の改定

運営業務委託費	改定の有無 (●：改定する、－：改定しない)	
	ごみ量変動	物価変動
運営固定費	－	●
運営変動費	●	●

(2) ごみ量変動に基づく改定

運営変動費について、次式によりごみ量変動に基づく改定を行う。

$$\text{運営変動費（円）} = \text{実績処理対象物量（t）} \times \text{変動費単価（円/t）}$$

改定の周期は、四半期に1回とする。発注者は、各四半期における実績処理対象物量と変動費単価の積により求めた金額を支払う。

- なお、入札価格の算定に当たっては、本施設の計画処理量を上式に代入して得られる金額を用いるものとする。

(3) 物価変動に基づく改定

運営固定費及び運営変動費について、物価変動に基づく改定を行う。なお、改定の周期は1年に1回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。

- 提案時点の年平均（令和5年1月から令和5年12月）を基準とし、表4に示す指標ごとに前年1月から12月までの年平均を用いて表5に示す算定式により運営固定費及び運営変動費を求めるものとする。
- なお、年平均の算定にあたっては、原則として毎年2月10日時点において公表済みの月別数値で最新のもの（速報値を含む。）を用いるものとする。
- 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 運営事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、発注者と運営事業者で協議を行うものとする。
- なお、本事業の応募者が表4に示す指標以外の指標を用いることが適当と考える場合、提案書に当該指標と合理的根拠を記載することにより、落札者決定後の協議において発注者とその妥当性について協議を行うことができる。

表4 物価変動に基づく改定に用いる指標

構成	構成内容 ／改定の対象	使用する指標	算定式
運営固定費	運転経費	「消費税を除く国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道」（日本銀行調査統計局）	算定式①
	維持管理費	「消費税を除く国内企業物価指数／はん用機器」（日本銀行調査統計局）	算定式①
	人件費	毎月勤労統計調査「賃金指数（現金給与総額）／事業所規模5人以上／一般労働者／調査産業計」（厚生労働省）	算定式①
	その他経費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）	算定式①
運営変動費	変動費単価	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／諸サービス（日本銀行調査統計局）」	算定式②

表5 運営業務委託費の改定の算定式一覧

項目	記号	備考
入札時の運営業務委託費	F_t	入札時に提示される令和[t]年度の運営業務委託費
改定後の運営業務委託費	F_t'	物価変動等に基づく改定後の令和[t]年度の運営業務委託費
物価指数	I_t	表4に示す指標の令和[t]年1月から12月の平均値
処理対象物量	W_t	令和[t]年度における実績処理対象物量
変動費単価	UP_t	令和[t]年度における変動費単価

■算定式①：
$$F_t' = F_t \times \frac{I_{t-1}}{I_5} \quad (\text{改定率: } \frac{I_{t-1}}{I_5})$$

■算定式②：
$$F_t' = W_t \times UP_t \times \frac{I_{t-1}}{I_5} \quad (\text{改定率: } \frac{I_{t-1}}{I_5})$$

4 運營業務委託費の支払スケジュール

(1) 運営固定費

運営固定費の支払スケジュールは、表 6 に示すとおりとする。
ただし、本表に記載の運営固定費は本別紙 3. ③に基づく改定を行なうものとする。

表 6 運営固定費の支払スケジュール

(提案に基づき作成)

(2) 運営変動費

運営変動費の支払スケジュールは、表 7 に示すとおりとする。
ただし、本表に記載の運営変動費は本別紙 3. ③に基づく改定を行なうものとする。

表 7 運営変動費の支払スケジュール

(提案に基づき作成)

別紙 2 特許権等

特許権等の使用

特許番号	登録日	発明の名称	有効期限
		提案に基づき作成	

別紙3 本施設に係る計測項目

運営事業者は、以下に示す計測管理を実施する。ただし、本施設の運営状況をより効率的に把握することが可能な計測管理項目等について発注者と運営事業者とが合意した場合、以下に示す計測管理項目及び計測頻度は適宜変更することができる。

表 事業期間中の計測内容

対 象	計 測 項 目	計測頻度
ごみ質（処理対象物、可燃物、不燃物、破碎鉄、破碎アルミ）	種類組成、単位容積重量、純度、回収率	12 回/年
排気口粉じん	粉じん	1 回/年
その他公害防止基準 （敷地境界）	騒音	2 回/年
	振動	2 回/年
	悪臭	2 回/年
作業環境基準	粉じん	2 回/年

別紙 4 性能保証事項

性能保証事項

1 要求水準書第 2 編第 1 章 1. 5 に記載されている性能に関する要件

性能保証事項と引渡性能試験における試験方法は、次の表のとおりとする。

表 性能保証事項と試験方法

(提案に基づき作成)	
------------	--

別紙5 保険

保険の詳細

受託者は、この契約第 62 条に基づき、以下の内容の保険に加入することとし、保険証書の写しをこの契約に添付するものとする。

(提案に基づき記載)

別紙6 公害防止基準値

1 排水に関する基準

敷地境界線において、「表1 生活排水に係る基準値」の基準以下とする。

表1 生活排水に係る基準値

項 目	基準値
生物化学的酸素要求量 (mg/L)	20 以下
BOD 除去率 (%)	90 以上

2 騒音基準

敷地境界線において、「表2 騒音基準」の基準以下とする。

表2 騒音に係る目標値

(単位：dB(A))

項 目	昼 間 8:00～18:00	朝 夕 6:00～8:00 18:00～22:00	夜 間 22:00～6:00
基準値	65 以下	60 以下	55 以下

3 振動基準

敷地境界線において、「表3 振動基準」の基準以下とする。

表3 振動に係る目標値

(単位：dB)

項 目	昼 間 7:00～20:00	夜 間 20:00～7:00
基準値	65 以下	60 以下

4 悪臭基準

本施設操業時に、「表4 悪臭基準」の基準以下とする。

表4 悪臭に係る目標値（特定悪臭物質濃度）

（単位：ppm）

項 目		基準値	項目		基準値
1	アンモニア	1 以下	12	イソバレルアルデヒド	0.003 以下
2	メチルメルカプタン	0.002 以下	13	イソブタノール	0.9 以下
3	硫化水素	0.02 以下	14	酢酸エチル	3 以下
4	硫化メチル	0.01 以下	15	メチルイソブチルケトン	1 以下
5	二硫化メチル	0.009 以下	16	トルエン	10 以下
6	トリメチルアミン	0.005 以下	17	スチレン	0.4 以下
7	アセトアルデヒド	0.05 以下	18	キシレン	1 以下
8	プロピオンアルデヒド	0.05 以下	19	プロピオン酸	0.03 以下
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	20	ノルマル酪酸	0.001 以下
10	イソブチルアルデヒド	0.02 以下	21	ノルマル吉草酸	0.0009 以下
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下	22	イソ吉草酸	0.001 以下

5 粉じん基準

除じん設備の排気口における粉じん濃度について自主管理値を 0.1g/m³ 以下とする。

また、粉じんに係る作業環境基準は、「表5 粉じんに係る作業環境基準」の基準以下とする。

表5 粉じんに係る作業環境基準

場 所	基準値
プラットホーム、受入ヤード （作業員が作業の為に常駐する場所）	2 mg/m ³ 以下（吸入性粉じんとして）

1 モニタリングの基本的な考え方及びモニタリングの方法

(1) モニタリングの基本的な考え方

発注者は、本事業の運營業務について、入札公告時に発注者が提示した要求水準書及び民間事業者が作成した事業提案書並びに運営マニュアル（以下「要求水準書等」という）に基づいて適正かつ確実な運營業務の履行水準の確保がなされているかどうかを、監視、測定、評価する。モニタリングにより要求水準書等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運営費の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、運營業務委託契約に基づく発注者の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

(2) モニタリング方針

本事業におけるモニタリングの方法は運営事業者が行うセルフモニタリングに基づく運營業務についての各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で発注者が随時のモニタリングを行うこととする。

(3) 運營業務委託費の減額に関する基本的考え方

運營業務委託費の減額は以下の方針に基づいて行うものとする。

- 運営事業者の行う業務において要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行があった場合に減額する。
- 減額の程度は、減額により運營業務そのものが損なわれること等がないよう、適切な業務改善を運営事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して行うものとする。
- 減額金額は運營業務委託契約に基づき運営事業者が発注者に対して負担する違約金、損害賠償に充当されない。
- 運營業務における減額措置は、異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他本性能要件の未達により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合（発注者の指示により停止した場合を含む）の減額（以下「運転停止型減額措置」という。）と運転を継続できるが要求水準書等に規定する業務水準が達成されていないと判断した場合の減額（以下「運転継続型減額措置」という。）に分けて行うものとする。
- 軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額若しくは減額ポイントが付されない仕組みを基本とするものとする。

(4) 減額システムの運用について

本事業における運転停止型減額措置の場合は、ただちに運營業務委託費の減額となるが、運転継続型減額措置の場合は、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであることから、軽微な不履行については直ちに減額若しくは減額ポイントを付すのではなく、運営事業者が自ら改善措置を採り、一定の改善期間の中で速やかに解決することが望ましいと発注者は考えている。そのため、発注者と運営事

業者の間でこうした問題を効率よく解決できる機能を有する協議組織・体制等の構築を期待している。

2 運転停止型減額措置

(1) 削減額の算定方法

ア 減額等の措置を講じる状態

異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他本性能要件の未達及び事業契約において定められた運営事業者の義務の不履行等により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合。

イ 減額措置の手順

(ア) 復旧手続き

発注者と運営事業者は、次の手順で施設の復旧に努めるものとする。

- a 本施設が停止レベルに至った原因と責任の究明
- b 運営事業者による本施設の復旧計画の提案（発注者による承諾）
- c 本施設の改善作業への着手
- d 本施設の改善作業の完了確認（発注者による確認）
- e 復旧のための試運転の開始
- f 本施設の運転データの確認（発注者による確認）
- g 本施設の使用再開

なお、停止基準を逸脱した理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- a 本施設が停止レベルに至った原因と責任の究明
- b 本施設の改善作業への着手
- c 本施設の改善作業の完了確認（発注者による確認）
- d 本施設の運転データの確認（発注者による確認）
- e 本施設の使用再開

(イ) 減額の算定方法

$$(\text{減額}) = (\text{1 日当たりの運営固定費：円／日}) \times (\text{減額率：\%}) \times (\text{停止日数：日})$$

ただし、「1 日当たりの運営固定費：円／日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

(ウ) 減算率

状態	減額率
処理対象物の受入れ可能	25%
処理対象物の受入れ不能（1 日～30 日）	50%
処理対象物の受入れ不能（30 日を超える場合）	100%（支払停止）

3 運転継続型減額措置

(1) モニタリング手法の確定の手続

運転継続型減額措置の場合は、ただちに運営費を減額する運転停止型減額措置の場合と異なり、適切な改善を運営事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものである。そのため、まず発注者と運営事業者はモニタリング手法を以下の手続に基づいて合意して確定し、当該モニタリング手法を運用するものとする。

- 運営事業者の事業提案書に基づき、運営業務の仕様・水準を確定する。
- 運営事業者の提供する運営業務が、要求水準書等未達となる基準については事業契約締結後に詳細化する。
- 運営事業者は品質管理（PDCA サイクル）を行うものとし、品質管理方針・品質管理プログラム等の策定、業務の手順化の一環として「運営マニュアル」を作成し、業務執行体制の構築を行うとともに、自己監査（セルフモニタリング）を業務監査（日常、随時及び定期モニタリング等）に位置づけるものとする。
- 運営事業者は、自らが行う品質管理を前提として、(2)①アに示す発注者のモニタリング方針を踏まえた上で、協議組織・体制、モニタリングに関する各種報告様式等を発注者に提案し、発注者と協議の上、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用するものとする。
- なお、運営マニュアルは、運営事業者自らの業務の実施のために作成するものであり、これを遵守することにより運営事業者が免責となるものではない。

(2) モニタリングの方法

ア 運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ運営業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、運営業務の履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、事業契約書に定める運営業務についての各種報告書及び監査済み財務書類をそれぞれ期日までに作成して発注者に提出するものとする。

(ア) 発注者によるモニタリング

発注者は、自己の責任及び費用で、運営事業者が実施する業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

a 定期モニタリング

発注者は、自らの費用において、運営事業者が毎月 10 日までに提出する運営報告書の内容が要求水準書等を満たしているか確認し、受領後 14 日以内に当該運営報告書の対象となる月の業務状況につき運営事業者に通知する。運営事業者は発注者が行うモニタリングにつき、発注者の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、運営報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、運営事業者の提案に基づき契約後に発注者と運営事業者が協議のうえ決定する。また、四半期の最終月に提出する運営報告書の内容には当該四半期全体の集計等を行うとともに、その内容には下記 b. ～d. のうち当該四半期に行ったモニタリング結果も含めるものとする。

b 随時モニタリング

発注者は、必要と認める場合、自らの費用において、運営・維持管理報告書による確認とは別に随時モニタリングを実施することができる。随時モニタリングにおいては、運営事業者は当該説明及び立会い等について最大限の協力するものとする。

c 本施設の周辺環境モニタリング

発注者は、自らの費用において、本施設の運営による周辺環境への影響を把握するため、周辺環境モニタリングを実施でき、運営事業者は、合理的な範囲でこれに協力しなければならない。

d 財務状況モニタリング

運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、株主総会に報告された事業報告並びにこれらの附属明細書の写しとともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に提出する。発注者はこれを確認するものとする。なお、発注者は当該監査済財務書類を公開することができるものとする。

(3) 削減額の算定方法

ア 減額等の措置を講じる状態

定期モニタリングの結果、要求水準を満たさないと発注者が判断した場合。改善措置が必要となる状態の例は表 1 に示すとおりである。

(ア) (水準 1) : 本施設の運営にあたって明らかに支障がある場合

(イ) (水準 2) : 本施設の運営にあたって利便性を欠く場合

表 1 運転継続型減額措置が必要となる状態（例）

運営費の区分	改善措置が必要となる状態の例
運営固定費	■水準 1 ・災害時の対策不良 ・安全措置の不備による労働災害、人身事故等の発生 ・故意による業務放棄 ・業務の未実施 ・運営報告書の虚偽記載
	■水準 2 ・情報公開設備（掲示機器等）の不具合による履行水準の未達 ・見学者対応設備の不備 ・日常清掃、除草状況の履行水準の未達 ・諸室清掃状況の履行水準の未達

イ 減額措置の手順

(ア) 業務改善手続き

本施設の運転は可能であるが業務水準が要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行に至ったと判断した場合、発注者と運営事業者は、次の手順で業務の改善に努めるものとする。（図 1 参照）

- a 発注者は要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行の改善を行うよう
是正勧告を行う。
- b 要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行に至った原因と責任の究明
- c 運営事業者による業務改善計画の提案（発注者による承諾）
- d 業務改善作業への着手
- e 業務改善作業の完了確認（発注者による確認）

なお、業務水準が要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行に至った理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- a 発注者は要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行の改善を行うよう
是正勧告を行う。
- b 要求水準書等の未達成及び事業契約書等の不履行に至った原因と責任の究明
- c 業務改善作業への着手
- d 業務改善作業の完了確認（発注者による確認）

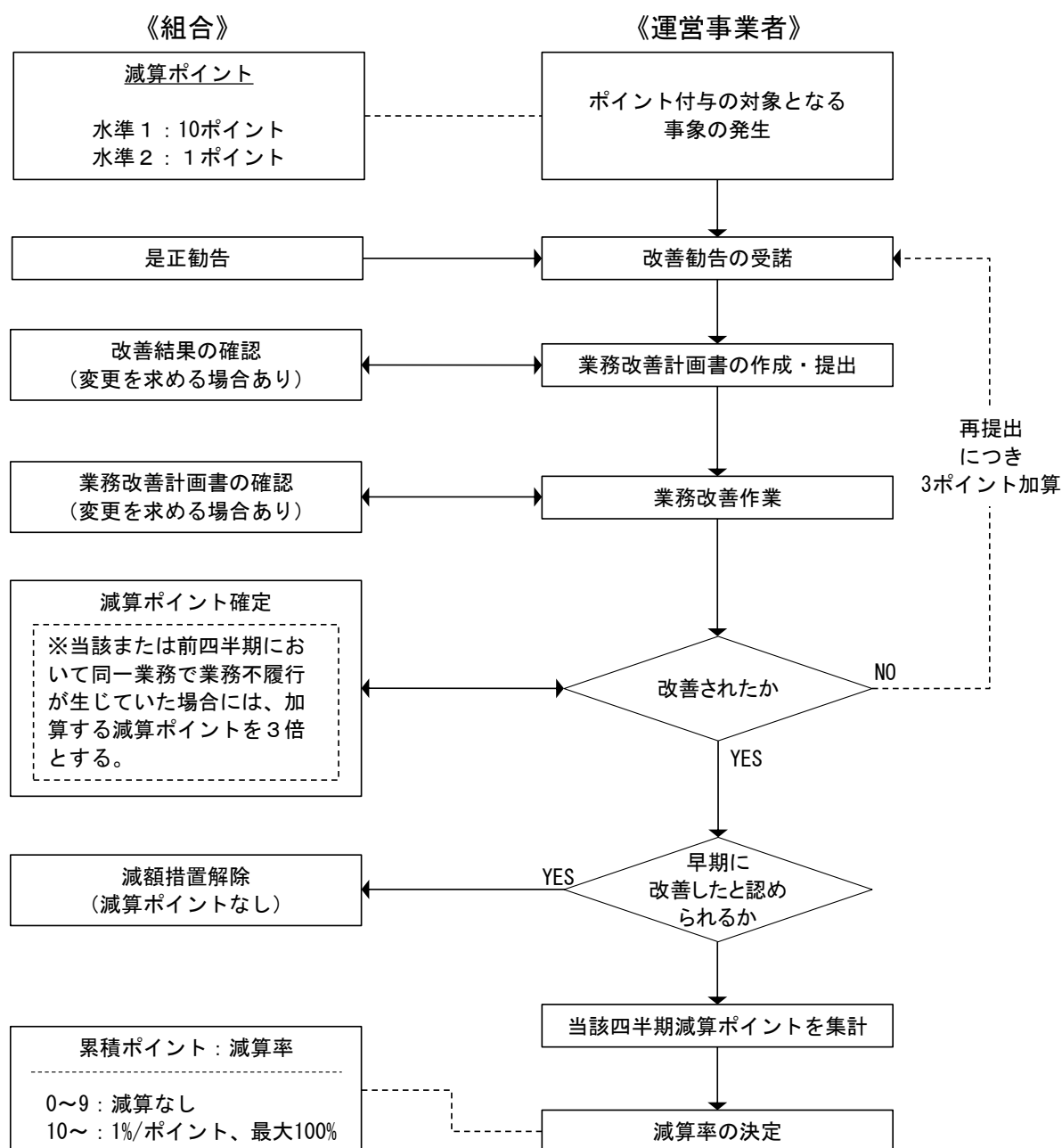


図1 運転継続型減額措置等

イ 減額の算定方法

$$(\text{減額}) = (1 \text{ 日当たりの運営固定費：円／日}) \times (\text{減額率：}\%) \times (\text{違反日数：日})$$

ただし、「1日当たりの運営固定費：円／日」とは、年間の運営固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

ウ 減額率

- 状況に応じた減額のポイントは表2のとおりとする。ただし、軽微な不履行で運営事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することがで

きたと発注者が認める場合には減額ポイントは付さないものとする。

- 予め定めた改善期間内に改善作業の完了が確認されなかった場合には、発注者は再度是正勧告を行い業務改善計画書の再提出を求め、改善が認められるまで上記手続きを繰り返す。なお、業務改善計画書の再提出が必要な場合はその都度 5 ポイントを加算する。
- 当該四半期又は前四半期において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額ポイントを 3 倍として加算する。
- 四半期毎に累積ポイントを集計する。
- 累積ポイントに応じて減額率（表 3 参照）を算定し、決定する。
- 累積ポイントは次四半期には持ち越さない。

表 2 減算ポイント

未達成の状況	減算ポイント
水準 1	水準未達と認定された場合に 10 ポイント
水準 2	水準未達と認定された場合に 1 ポイント

※ 当該四半期又は前四半期において同一業務に対して業務不履行が生じていた場合には、加算する減額ポイントを 3 倍として加算する。

表 3 減算率

累積ポイント	減算率
0 ～ 9	減算なし
10 ～	(累積ポイント) × (1 % / ポイント)、最大 100 %

4 事業者提案の未達成時に係る減額等の措置

運営期間中における各年度の地元活用計画（地元企業の活用（地元企業への発注）額、地元雇用額のそれぞれ）が、提案した各年度の金額を下回った場合には、地元活用計画の未達成分として、運営事業者は、次の算定式による金額を当該未達成の発生確定後 30 日以内に発注者に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が運営事業者の責によらないと発注者が認めた場合は、この限りでない。

なお、運営事業者は、運営期間中の地元活用計画に係る提案の達成状況について、各年度終了時に発注者に報告するものとし、この際、発注者が提出を求めた場合には、運営事業者は地域経済への貢献の内容を証明する書類（契約書の写し等）を提出しなければならない。

【運営期間中の地元活用計画の未達成時における支払額の算定式】

地元企業の活用（地元企業への発注）額の未達成時

発注者への支払金額＝（提案金額^{※1}－地元企業への発注額（実績値））×50％

※1：提案金額：様式第14号20（別紙1）「地元活用計画（運営・維持管理業務）」の「地元の人材の活用」及び「地元企業の活用、資材調達」に関して、運営事業者より提案された運営期間中における各年度の地元企業の活用（地元企業への発注）額。

※2：地元企業への発注金額として計上できるのは、二次下請までとする。ただし、一次下請（地元）→二次下請（地元）の場合は、一次下請への発注額のみを計上できるものとし、二次下請への発注額は含めないこと（ダブル計上は不可）。

地元雇用額の未達成時

発注者への支払金額＝（提案金額^{※1}－地元雇用額（実績値））×50％

※1：提案金額：様式第14号20（別紙1）「地元活用計画（運営・維持管理業務）」に基づき運営事業者より提案された運営期間中における各年度の年間雇用金額。

別紙 8 定義集

用語（五十音順）	定 義
運営期間	運営開始日から運営完了日までの期間をいう。
運営業務	運営業務委託契約約款第 9 条第 1 項に規定される業務をいう。
運営業務委託契約	広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業に関する運営業務委託契約をいう。
運営業務準備期間	運営業務委託契約締結日から運営開始日までの期間をいう。
運営事業者	[] をいう。
運営マニュアル	本施設の運転、保守及び管理の手順、操作方法等が詳細に記載されたマニュアルをいう。
基本契約	広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業に関する基本契約をいう。
基本協定	発注者と構成員が、運営事業者の設立及び事業契約の締結に関して締結した令和 5 年[]月[]日付広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業基本協定書をいう。
計画ごみ質	要求水準書第 2 編第 1 章 1. 2. 1 (5) に示される処理対象物の組成・性状等をいう。
計画処理量	要求水準書第 2 編第 1 章 1. 2. 1 (3) に示される処理対象物の処理量をいう。
建設工事請負契約	広域不燃ごみ処理施設整備及び運営事業に関する建設工事請負契約をいう。
建設工事完了日	建設工事請負契約に基づいて本施設の発注者に対する引渡しが完了した日をいう。
建設工事完了予定日	令和 8 年（2026 年）3 月 31 日又は建設工事請負契約によって変更された日をいう。
建設事業者	[] をいう。
構成員	落札者のうち[]、[]及び[]をいう。
事業年度	毎年、4 月 1 日に開始し、3 月末日に終了する 1 年度をいう。
事業用地	本事業を実施すべき場所で、要求水準書第 1 編第 1 章 2. 4 及び 2. 5 に示される土地をいう。
施設整備費	建設事業者が本施設の設計・施工業務を実施した対価として、発注者が建設工事請負契約に従い建設事業者を支払う対価（消費税を含む。）をいう。
消費税	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める地方消費税をいう。
処理対象物	要求水準書第 2 編第 1 章 1. 2. 1 (2) に示す、構成市町が搬入する不燃ごみ、不燃性大型ごみ、危険ごみ・有害ごみ・災害廃棄物から、処理不適物を除いたものをいう。

用語（五十音順）	定 義
成果物	業提案書、実施設計図書その他事業契約に基づいて建設事業者又は運営事業者が発注者に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
長期運営計画書	運營業務委託契約第 20 条に基づき、対象期間を約 2030 年間として作成される、本施設の運転、点検・検査、補修、更新、調達、維持管理等に関する詳細を記載した計画書をいう。
特定事業契約	本基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約をいう。
入札説明書等	発注者が本事業の事業者募集のための入札に関して公表した令和 5 年[]月[]日付の入札説明書（発注者が公表した参考資料及びその他の補足資料を含む。）及び令和 5 年[]月[]日付で公表した質問回答（ただし、要求水準書及び契約書案に関するものを除く。）をいう。
入札提案書類	本事業の入札において、落札者として選定された [] グループが提出した応募書類一式をいう。
年間運営計画書	運營業務委託契約第 20 条に基づき、事業年度ごとに作成される、本施設の運転、副生成物有効利用、点検・検査、補修、更新、調達、維持管理等に関する詳細を記載した計画書をいう。
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、関係する契約の当事者のいずれの責めにも帰さないものをいう。
プラント設備	本施設のうち処理対象物の処理を行うために必要かつ不可欠な施設及び設備をいう。
法定率	政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定により指定された率をいう。
本施設	要求水準書に従い建設事業者が建設する広域不燃ごみ処理施設をいう。
要求水準書	発注者が本事業の入札において公表した広域不燃ごみ処理施設整備及び運営事業要求水準書並びにこれに係る質問回答（発注者が令和 5 年[]月[]日付で公表したもの）をいう。